

一般社団法人 全日本テコンドー協会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第57条の規定に基づき、当法人の会員（定款第5条の会員をいう。以下、同じ。）について必要な事項を定める。

(会員の資格の取得の手続き等)

第2条 定款第7条第1項の規定により、会員（個人会員）（定款第5条（1）の会員（個人会員）をいう。以下、同じ。）となろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申込書（別表1）に、写真、定款第7条第4項に規定する事項を証する書面並びに次条第1項に規定する入会金及び次条第2項に規定する会費のうち初回に納入するべきものを納入したことを証する書面の写しを添えて、当法人の事務局に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 氏名、住所、電話番号、ファックス番号（ファックスを有する場合に限る。）及び電子メールアドレス（当法人から発信する電子メールを受信することができる電子メールアドレスを有し、当該電子メールを受信することを希望する場合に限る。）

(2) 所属する都道府県協会の名称及び所属する道場の名称又は育成者名

(3) 生年月日及び性別

2 定款第7条第1項の規定により、賛助会員（定款第5条（3）の賛助会員をいう。以下、同じ。）となろうとする者は、次に掲げる事項及び援助の概要を記載した申込書（別表2）に、定款第7条第4項に規定する事項を証する書面を添えて、当法人の事務局に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 前項（1）に掲げる事項

(2) 援助を受けることの確認を行った理事、正会員又は事務局員の氏名

3 定款第7条第2項の規定により、正会員（定款第5条（2）の正会員をいう。以下、同じ。）となろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申込書（別表3）に、定款第43条第2項の規定による推薦を受けたことを証する書面、有段者であることを証する書面及び定款第7条第4項に規定する事項を証する書面を添えて、当法人の事務局に提出し、理事会及び正会員総会の承認を受けなければならない。なお、当該者が当該承認を受けた場合には、速やかに次条第1項に規定する入会金及び次条第5項に規定す

る会費のうち初回に納入すべきものを納入してこれらの納入を証する書面の写しを当法人の事務局に提出するものとする。

(1) 第1項(1)に掲げる事項

(2) 所属する都道府県協会の名称

4 理事会は、定款第7条第3項の規定により、名誉会員(定款第5条(4)の名誉会員をいう。以下、同じ。)を推薦しようとする場合には、第1項(1)に掲げる事項を記載した書面、推薦をする理由を具体的に説明した書面及び定款第7条第4項に規定する事項を証する書面を正会員総会に提出して承認を受けなければならない。

5 当法人の事務局は、前各項の承認があった場合には、当該承認を受けた者に対し、直ちに当該承認があった旨を文書によって通知しなければならない。

(変更の届出)

第3条 会員(個人会員)にあつては、前条第1項(1)又は(2)に掲げる事項の変更があつた場合、正会員にあつては、同条第3項(1)又は(2)に掲げる事項の変更があつた場合、賛助会員及び名誉会員にあつては、氏名、住所、電話番号、ファックス番号(ファックスを有していた場合に限る。)及び電子メールアドレス(当法人から発信する電子メールを受信することができる電子メールアドレスを有し、当該電子メールを受信することを希望していた場合に限る。)の変更があつた場合には、その変更部分を速やかに事務局に届け出なければならない。

(会費)

第4条

会員(個人会員)の会費の額は、定款第10条第1項(1)又は第2項(1)に定める期間毎に18,000円とする。ただし、事業年度毎に3回に分けて納入することができるものとし、3回に分けて納入する場合には、各6,000円とする。

2 会員(個人会員)が定款第10条第1項(1)に規定する通知をした日を含む期間又は事業年度の中途において入会している場合であっても、当該会員(個人会員)の第1回目の同項に規定する会費の額は、18,000円又は6,000円とする。

3 会員(個人会員)の第2回目以降の第1項に規定する会費は、定款第10条第2項(1)に定める期間又は同項(1)に規定する継続事業年度の開始の日の前日までに納入するものとする。

- 4 正会員の会費の額は、定款第10条第1項(2)に規定する初回事業年度(以下、第6項までにおいて「初回事業年度」という。)に係る金額を50,000円とし、当該初回事業年度の翌事業年度に係る金額を50,000円とする。
- 5 正会員が初回事業年度の中途において入会している場合であっても、当該正会員の当該初回事業年度に係る会費の額は、50,000円とする。
- 6 正会員の初回事業年度の翌事業年度に係る会費は、当該翌事業年度の開始の日の前日までに納入するものとする。
- 7 賛助会員の会費の額は、一事業年度に120,000円とする。
- 8 賛助会員が事業年度の中途において入会する場合であっても、当該賛助会員の当該事業年度に係る会費の額は、120,000円とする。
- 9 賛助会員の会費は、入会承認の通知を受けた後30日以内に納入するものとする。
- 10 納入された会費は、返還しない。ただし、会員として入会が承認されなかった場合には、当該入会金を返還するものとし、第1項に規定する期間若しくは事業年度において会員(個人会員)として資格を有している時期がない場合又は初回事業年度若しくは前項に規定する翌事業年度において正会員として資格を有している時期がない場合には、当該会費を返還するものとする。

(会員登録)

第5条 事務局は、会員となろうとする者が会員資格を得た場合には、会員名簿にその者を会員として登録しなければならない。

(会員証)

- 第6条** 会員には、定款第10条第1項(1)から(4)まで又は同条第2項(1)から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれに定める有効期間において会員としての資格を有する旨を証する会員証を交付する。
- 2 会員は、定款第4条第1項の事業に、選手、指導員、審判員又は主催者等として参加する場合には、会員証を携帯しなければならない。
 - 3 会員証は、譲渡したり貸与したりしてはならない。
 - 4 会員は、紛失、盗難、破損等により、会員証を使用できなくなった場合には、事務局に届け出なければならない。
 - 5 会員は、会員資格を喪失した場合又は会員証の有効期限が過ぎた場合には、会員証を事務局に返却しなければならない。

(会員資格の停止及び復活の手続き)

- 第7条** 定款第11条第2項の規定により会員に対して会員資格の停止の処分を行う場合には、当該会員に必要な事項の説明を求めることができる。
- 2 会員が前項の処分を受けた場合には、当該会員は、当該処分を受けた日から定款第4条の事業に参加することができない。
 - 3 理事会は、第1項の処分を行う場合には当該処分の期間は当該処分を行った定款第11条第2項に規定する決議の日から1年を経過する日までとし、同日までに当該処分の継続の適否について決議をしなければならない。
 - 4 理事会の決議により、第1項の処分を継続することとした場合における処分の期間及び当該処分の継続の適否に関する取扱いについては、前項の規定を準用する。
 - 5 第1項の処分の継続の適否に関する理事会の決議のために必要な場合には、当該会員に必要な事項の説明を求めることができる。
 - 6 第1項の処分を受けた会員は、定款第11条第3項に規定する場合には、同項に規定する状態となったことを具体的に示して理事会に会員資格停止の解除を申し出ることができる。
 - 7 理事会において、第1項の処分の継続又は会員資格停止の解除の決議をした場合には、事務局は、直ちに当該会員にその旨を通知しなければならない。

(定期の届出)

- 第8条** 会員は、定款第10条第1項(1)から(4)まで又は同条第2項(1)から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれに定める有効期間の開始の日を含む事業年度開始前1か月以内の定時正会員総会の日の前日までに、会員(個人会員)にあつては、第2条第1項(1)又は(2)に掲げる事項を、正会員にあつては、同条第3項(1)又は(2)に掲げる事項を、賛助会員及び名誉会員にあつては、氏名、住所、電話番号、ファックス番号(ファックスを有する場合に限る。)及び電子メールアドレス(当法人から発信する電子メールを受信することができる電子メールアドレスを有し、当該電子メールを受信することを希望する場合に限る。)を事務局に届け出なければならない。

(弁明前の聴聞)

- 第9条** 定款第13条第2項の規定により会員に弁明を求める場合には、当該弁明に先立ち、当該会員に必要な事項の説明を求めることができる。

(他団体への加入等)

第10条 会員は、当法人及び定款第40条の加盟団体以外のテコンドーに係る団体に加入等（加入、加盟、登録その他これらに準ずる行為をいう。以下、この条において同じ。）をする場合には、予め加入等をしようとする団体の名称及び所在地その他当該団体を特定できる事項を申し出て理事会の承認を得なければならない。

(会員の個人情報の利用目的)

第11条 当法人は、会員登録に際して取得した個人情報を次の目的のために使用する。

- (1) 当法人の会員の登録管理及び登録会員であることの識別
- (2) 当法人の会員資格の有無の確認のための問い合わせ
- (3) 会員カードの送付
- (4) 各種競技会のプログラム（参加者リスト、組合表など）掲載のための提供
- (5) 当法人のウェブサイトへ各種競技会の情報（結果を踏む。）の掲載
- (6) 当法人のウェブサイトへ強化指定選手情報の掲載
- (7) 当法人が主催する合宿の通知
- (8) 各種選考結果の通知

2 前項のほか個人情報の保護については、個人情報保護規程による。

(運用のために必要な細則)

第12条 本規程の運用のために必要な細則は、理事会が定める。

附則〔平成26年11月1日制定〕

- 1 この規程は、平成26年11月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年4月1日に開始する事業年度から適用し、当該事業年度の前事業年度に関しては、なお従前の例による。
- 3 第10条の規定は、前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日以後に行う同条に規定する加入等（以下、この項において「加入等」という。）に適用し、同日前に行う加入等に関しては、なお従前の例による。

附則〔平成28年4月23日改正〕

平成28年4月23日の平成28年度第7回理事会において承認された第11条の改正は、同日から施行する。

附則〔平成29年2月11日改正〕

平成29年2月11日の平成28年度2月定例理事会において承認された第4条の改正は、平成29年4月1日に開始する事業年度から施行する。

附則〔平成30年3月10日改正〕

平成30年3月10日の定例理事会において承認された第4条第7項から10項及び第12条の改正は、同日から施行する。